

岩手県告示第 300 号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更した。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

第 18 条第 2 項中「受託銀行」を「受託銀行等」に改める。

第 19 条第 2 項中「銀行」を「銀行等」に改める。

附 則

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。